

県内独自の銘柄畜産物（豚肉・鶏卵）等の販促資材作成及び配布業務 仕様書

1 委託業務の名称

県内独自の銘柄畜産物（豚肉・鶏卵）等の販促資材作成及び配布業務

2 目的

豚肉・鶏卵において、日常的食材としての多様な消費者等からのニーズに応えるため、県内では独自の銘柄畜産物を多数生産しており、その持続的な地産地消の推進には、主に県内の消費者に対して、これら多様性に富んだ畜産物の特色や生産過程の情報をわかりやすく発信するとともに、継続的な消費促進によって販路の定着化、安定化を図る必要がある。

本業務は、県民を主とする消費者に対し、県内独自の銘柄畜産物（豚肉・鶏卵）等の認知度を向上させ、その多様な特色を魅力として発信するPR資材を作成し、食品販売事業者や飲食店、販売会等におけるこれら畜産物等の持続的な販売促進につなげ、継続的な需要拡大を目指すことを目的とする。

なお、本業務において、県内独自の銘柄畜産物等とは、豚肉・鶏卵において県内独自の銘柄（ブランド）あるいは、それらを原料にした加工品又は県内6次産業化生産者による独自商品のことである。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月15日（水）まで

4 販促資材作成業務の内容

下記（1）の資材を作成すること。なお、作成した資材は、県内の独自銘柄畜産物（豚肉・鶏卵）あるいはこれら畜産物を利用した商品を取り扱う量販店や飲食店等に配布するほか、各種販売会、PRイベント等での使用を想定している。また、ツールにはそれぞれ、本委託業務に係る事業名称として「令和4年度多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業」と記載すること。

（1）作成資材及び数量、仕様等

資材	数量	仕様等
ガイドブック	40,000部	サイズ A5判 両面フルカラー印刷 中綴じ 本文ページ数 30ページ程度 デザイン・掲載内容については、下記（2）及び（3）を踏まえ提案すること。
リーフレット	40,000部	サイズ 縦210mm×横100mm程度 三つ折り 両面フルカラー印刷 デザイン・掲載内容については、下記（2）及び（3）を踏まえ提案すること。
ポスター	1,000部	サイズ A1判 片面フルカラー印刷

		デザインについては、下記（２）を踏まえ提案すること。また、豚肉と鶏卵の両方を扱うこと。
独自提案のPR資材		豚肉と鶏卵で別に作成すること。 資材の内容、数量、仕様等については、下記（２）を踏まえ、販売会・量販店・飲食店等の店頭（豚肉 200件/鶏卵 200件 合計 400件）において想定される使い方、期待できるPR効果と併せて企画提案すること。

（２）デザイン・原型制作

- ・作成資材に統一感を持たせること
- ・宮城県内独自の銘柄・ブランドであることが認識でき、かつ、各銘柄等の特色に焦点を当て、生産段階における生産者のこだわりや熱意、魅力をわかりやすく消費者に伝え、消費者への認知度向上・購入意欲につながるデザインを提案すること。
- ・特に、宮城県内の消費者に対し、地元である宮城県内では、魅力ある多様な畜産物（豚肉・鶏卵）が生産されていることを再認識させるデザインを提案すること。
- ・全てのデザイン・原型制作は、発注者と協議を行い決定すること。

（３）ガイドブック及びリーフレットの記事構成

イ ガイドブックの記事構成は次のとおりとする。ただし、構成順は上記（２）を踏まえ、入れ替えてもよいこととする。また、受注者は、発注者との協議により内容及び構成を変更できるものとする。なお、ガイドブック及びリーフレットは、関心のある県民等が自ら印刷して活用できるよう、ホームページにPDF等で掲載する予定である。

構成順	主な内容	詳細
1	表紙	タイトル（サブタイトル） 事業名（令和４年度多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業）
2	食材としての魅力	・県内独自銘柄を使用した食品等の写真や家庭での消費意欲につながる食卓風景の写真等を効果的に使うこと
3	目次	
4	日常的食材としての栄養・健康面への魅力	豚肉及び卵の栄養価等、消費者に対し、健康面への魅力を伝えるもの
5	食材の基本	・家庭での保管方法（消費・賞味期限、家庭用冷凍での賞味期限、生卵として食べられるのはいつまでか等） ・調理の頻度が少ない人にも購入の敷居を下げるような基本的な食材の扱い方（例えば、ゆでたまごの黄身を真ん中にする方法、殻の剥きやすい卵とは、豚肉はしっかり火を通す等） ・一人暮らし層や家庭で料理を学ぶ子供にも役立つ内容及びわかりやすい表現にすること
6	県内銘柄豚肉の紹介	・銘柄・ブランド名 ・生産地域

		<ul style="list-style-type: none"> ・生産農場名 ・生産者の写真あるいは生産現場のこだわりがわかる写真（例えば、こだわりの飼料等） ・銘柄としてこだわっている事柄，生産者の熱意等消費者の興味・共感を引き出せるようなアピールポイント ・主な販売先等購入できる場所の情報
7	県内銘柄卵の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・銘柄・ブランド名 ・生産地域 ・生産農場名 ・生産者の写真あるいは生産現場のこだわりがわかる写真（例えば、平飼い鶏舎の様子等） ・銘柄としてこだわっている事柄，生産者の熱意等消費者の興味・共感を引き出せるようなアピールポイント ・主な販売先等購入できる場所の情報
8	県内銘柄畜産物（豚肉・鶏卵）等を取り扱うあるいは利用している食品産業事業者等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・小売店，精肉店，飲食店，原料に県内銘柄畜産物を利用している食品産業事業者等（例えば，〇〇卵を使ったサンドイッチを販売しているパン屋，ケーキ店，総菜店等）の紹介 ・店舗所在地や営業時間，ホームページURL等の情報 ・その銘柄を扱っている，利用している理由等，食品を扱うプロフェッショナルの視点からの魅力を消費者に伝え，購入意欲につながる内容
9	おわりに	協力企業や団体など
10	裏表紙	

ロ リーフレットの構成は，豚肉と鶏卵で片面ずつ使用し，それぞれの銘柄（ブランド）が主に県内のどの地域で生産されているかを視覚的に確認できる地図形式とし，主な購入場所等の簡潔な情報も併せて知ることができるような内容とすること。

（４）実施に当たっての留意点

- ・受注者は，ガイドブック及びリーフレット作成に当たり必要となる情報について，各関係機関から情報収集すること。
- ・受注者は，ガイドブック及びリーフレット作成に当たり取材が必要な場合は，自ら取材先と調整し，取材許可の取得及び取材先に対して本業務の趣旨を十分説明した上で，取材を実施すること。
- ・受注者は，取材先に対して，本業務の趣旨を十分に説明した上で取材の許可を受けるとともに，記事掲載の同意を得ること。写真を撮影する場合は，取材先の許可を受けること。
- ・畜産農場において取材が必要な場合は，家畜防疫について十分に配慮し，取材先の指示に従って入退場すること。また，可能な限り電話等でのインタビューや取材先からの写真提供等，代替方法を検討すること。

（５）資材の作成期限

令和4年8月31日（水）

5 販促資材配布業務の内容

作成した販促資材の提供を希望する量販店・飲食店等（400件程度）に対して、資材の仕分け、梱包、発送を行うこと。

なお、資材の一部は生産者や県が主催する販売会の出展者等へ県が直接配布するため、受注者は、発注者と協議を行い、配布数量を決定すること。

（1）配布時期

令和4年9月から令和5年2月

（2）配布先

送料や配布先との調整、梱包料も事業費に含むこととし、配布先、発送スケジュール、実施体制を調整するものとする。

6 成果品

作成した資材及び下記5（3）に記載のCD-Rディスク等2部とする。

（1）成果の帰属

本業務により得られた成果は、発注者に帰属するものとする。

（2）秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、業務履行中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

（3）個人情報の保護

受注者は、個人情報の取扱について、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

7 包括的事項

（1）受注者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。

（2）業務を遂行する上で必要な資料等は、受注者において入手するほか、必要に応じて発注者から随時貸与する。また、委託料の範囲内において取材も可とする。

なお、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。

（3）本業務において作成した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は当該各種素材画像等を、必要な範囲において、自身又は第三者が随時利用できるものとする。受注者は、当該各種素材画像等を二次利用可能な高画質のデータ（イラストレーターやフォトショップ形式等）及び一般的に閲覧可能なコンパクトなデータ（JPEGやPDF形式）の両方でCD-Rディスク等に保存し、宮城県農政部畜産課に令和5年3月15日（水）までに納品すること。

（4）本業務において制作した各種素材画像等について、発注者に対し受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。

（5）受注者は、本業務において制作した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害してはならないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。

- (6) 本業務の成果物として「業務実施結果報告書」を作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。
- (7) 印刷物の作成に際しては、環境に配慮すること。

8 打合せ協議

受注者は各業務実施前に計画書を作成し、発注者と協議するほか、必要に応じて随時打合せを行う。

9 必要な許認可

製作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続については、全て受注者が行うこと。

10 成果の確認

- (1) 事業成果は、各種製作物の納品時及び業務完了報告書により確認する。
- (2) 業務完了報告書
 - イ 提出期限 令和5年3月15日(水)
 - ロ 提出部数 1部
 - ハ 提出場所 宮城県農政部畜産課
 - ニ 添付資料 業務実施結果をまとめた「業務実施結果報告書」を添付すること。様式は任意。

11 注意事項

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。
- (2) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、企画提案書に基づくほか、受注者と発注者との協議により決定する。
- (3) 原則として、本業務委託における業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該委託作業を完全に履行するために関与する全ての委託先(順次、再委託する場合は最終の委託先まで)を特定し、再委託の内容、情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を発注者へ提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 当該業務の実施に当たり、報告書のコンパクト化や再生紙(古紙配合率70%以上)の活用など、「宮城県環境基本条例」(平成7年宮城県条例第16号)及び「宮城県環境保全率先実行計画(第5期)」(平成28年3月策定)に基づく環境配慮の趣旨を理解の上、業務に取り組むこと。